

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高額障害福祉サービス等給付費の算定に係るホストコンピュータシステムの変更について
----	------------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部障害者福祉課経理係）

事業の概要

事業名	高額障害福祉サービス等給付費の算定に係るホストコンピュータシステムの変更
担当課	障害者福祉課
目的	高額障害福祉サービス等給付費を算定するために、本人負担額を把握するため
対象者	区内在住の障害福祉サービス等及び介護保険サービスに係る本人負担額が発生する者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>障害者福祉課では、障害者自立支援法に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給に基づき、障害福祉サービス等（介護給付及び訓練等給付）に係る本人負担額と介護保険サービスの本人負担額との合算を行い、一定額を超える場合には、当該超過額を還付している。</p> <p>当該介護保険サービスの本人負担額については、障害福祉サービス等（介護給付及び訓練等給付）の利用者のうち、本人同意に基づき介護保険サービスとの併給が判明している者、さらには65歳以上の利用者について、条例第11条第2項第4号に基づき介護保険課に照会を行い、紙面にて当該利用者の本人負担額を確認している。</p> <p>一方、障害者自立支援法の改正（平成24年4月1日施行）に伴い、障害福祉サービス等の範囲に「補装具」が加わり、障害福祉サービス等利用対象者が増加することとなった。今後、さらに上記還付処理に係る事務量が増大し、介護保険サービス併給者の把握がより困難になることが見込まれる。</p> <p>そのため、次に掲げる処理を行うことにより、上記対象者の障害福祉サービス等に係る本人負担額の算出を迅速かつ的確に行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 ホストコンピュータシステムに、障害者福祉課が所有するシステム上のデータ（障害福祉サービス等の利用者リスト（住民番号））を取り込ませる。2 1の取込み後、ホストコンピュータシステムにおいて、1の障害者福祉課が所有するデータと介護保険システム上のデータ（介護保険サービス利用実績情報）とのマッチング処理を行う。 <p>2 対象者数</p> <p>約300名（平成24年4月現在）</p>

件名 高額障害福祉サービス等給付費の算定に係るホストコンピュータシステムの変更について

保有課 (担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害福祉サービス
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区内在住の障害福祉サービス等及び介護保険サービスに係る本人負担額が発生する者</p> <p>2 記録項目 住民番号、氏名、生年月日、サービス利用月、介護保険サービス本人負担額</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (情報政策課)</p> <p>※ 障害者福祉課が所有するシステム上のデータはホストコンピュータシステムに取り込むこととし、介護保険システム上のデータはホストコンピュータシステムにより管理、運用されている。このため、ホストコンピュータシステムが有するデータを加工し、紙面出力を行うプログラムを開発する。よって、ホストコンピュータシステム上に新たに記録される項目はない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	上記対象者の障害福祉サービス等及び介護保険サービスに係る本人負担額の算出を迅速かつ的確に行うため
新規開発・追加・変更の内容	障害者福祉課が所有するデータ (障害福祉サービス等の利用者リスト (住民番号)) と介護保険システム上のデータ (介護保険サービス利用実績情報) とのマッチング処理により、介護保険サービス併給者の本人負担月額リストを出力できるよう、ホストコンピュータシステムを変更する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成 24 年 10 月 設計</p> <p>平成 24 年 11 月～平成 25 年 1 月 開発</p> <p>平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月 仮稼働</p> <p>平成 25 年 4 月 本格稼働</p>